

「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成28年7月1日現在)」の概要

平成28年12月 総務省自治行政局市町村課

共同処理の総数及び関係団体数

- ・ 共同処理の総件数 8, 876件 (640件の増)
 - ・ 関係団体数 延べ22, 120団体 (864団体の増)
- ※増減は前回調査(平成26年7月1日現在)との比較による。以下同じ。

〔増要因〕

- ・ 地方自治法の改正(平成26年11月施行)による連携協約、事務の代替執行の新設
- ・ 事務の委託の増加 等

〔連携協約及び事務の代替執行の新設による増分を除いた場合〕

- ・ 共同処理の総件数 8, 699件 (463件の増)
- ・ 関係団体数 延べ21, 768団体 (512団体の増)

共同処理の方式別の活用状況

- ・ 事務の委託 6, 443件 (72.6%)
 - ・ 一部事務組合 1, 493件 (16.8%)
 - ・ 機関等の共同設置 444件 (5.0%)
- ※括弧内の割合は共同処理の総件数に占める割合で高い順に並べたもの

〔地方自治法の改正(平成26年11月施行)による新設分〕

- ・ 連携協約 175件 (うち連携中枢都市圏の形成に係るもの128件)
- ・ 事務の代替執行 2件

〔前回調査との比較〕

- ・ 事務の委託 464件の増加 (行政不服審査法上の附属機関、住民票の写し等の交付に関する事務の委託の増)
 - ・ 機関等の共同設置 28件の増加 (行政不服審査法上の附属機関の共同設置の増)
 - ・ 広域連合 1件の増加 (東三河広域連合の新設)
 - ・ 一部事務組合 22件の減少 (組合の統合)
 - ・ 協議会 8件の減少 (教育に関する協議会の減)
- ※括弧内は増減の主な理由

事務の種類別の状況

〔前回調査との比較〕

- ・ 行政不服審査法上の附属機関に関する事務 311件の皆増 (事務の委託の増)
- ・ 住民票の写し等の交付に関する事務 77件の増加 (事務の委託の増)
- ・ 情報基盤整備に関する事務 55件の増加 (連携協約の皆増)
- ・ 消費生活相談に関する事務 24件の増加 (連携協約の皆増)
- ・ 視聴覚教育に関する事務 13件の減少 (協議会の減)

※括弧内は増減の主な理由

一部事務組合及び広域連合の構成団体数別の状況

〔一部事務組合の構成団体数〕

- ・ 2団体 540組合 (36.2%)
- ・ 3団体 359組合 (24.0%)
- ・ 4団体 189組合 (12.7%)

〔広域連合の構成団体数〕

- ・ 10団体以上 60広域連合 (51.7%)
うち後期高齢者医療広域連合 47広域連合

※括弧内は一部事務組合又は広域連合の総数に占める割合

第1 調査の趣旨

総務省では、地方公共団体間における事務の共同処理の状況を把握するため、従来から隔年で調査を実施してきた。

平成28年度においても、平成28年7月1日現在における連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団による事務の共同処理の状況について調査し、その結果をとりまとめた。

なお、連携協約及び事務の代替執行については、地方自治法の改正（平成26年11月1日施行）により新たに創設された制度であるため、今回、調査対象として追加したものである。

また、地方開発事業団については、平成23年度に施行された地方自治法の一部を改正する法律により制度が廃止されたが、経過措置により現存している青森県新産業都市建設事業団を調査対象としている。

第2 調査結果の概要

1 共同処理の総数及び関係団体

- (1) 共同処理している総件数8, 876件、関係団体は延べ22, 120団体。
- (2) 連携協約及び事務の代替執行の追加や、事務の委託等の増加により前回調査（平成26年7月1日現在）から総件数は640件、関係団体数は864団体増加している。連携協約及び事務の代替執行の新設による増分を除いた場合、前回調査から総件数は463件、関係団体数は512団体の増加となっている。

2 処理方式別の状況

- (1) 処理方式では、事務の委託が6, 443件で最も多く全体の72. 6%を占めている。以下、一部事務組合1, 493件（16. 8%）、機関等の共同設置444件（5. 0%）の順となっている（図1）。
- (2) 連携協約では、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約が128件となっており、全体の73. 1%を占めている。それ以外の連携協約では、消費生活相談に関する事務が28件（16. 0%）で最も多く、次いで職員研修に関する事務26件（14. 9%）となっている。
- (3) 協議会では、消防に関する事務が41件（20. 3%）で最も多く、次いで、広域行政計画等に関する事務28件（13. 9%）となっている。前回調査との比較では、教育に関する協議会等の減少により8件減少している。
- (4) 機関等の共同設置では、介護区分認定審査に関する事務が129件（29. 1%）で最も多く、以下、公平委員会に関する事務117件（26. 4%）、障害区分認定審査に関する事務106件（23. 9%）の順となっている。前回調査との比較では、行政不服審査法上の附属機関の共同設置の皆増等により28件増加している。
- (5) 事務の委託では、住民票の写し等の交付に関する事務が1, 417件（22. 0%）で最も多く、以下、公平委員会に関する事務1, 141件（17. 7%）、競艇に関する事務854件（13. 3%）の順となっている。前回調査との比較では、行政不服審査法上の附属機関に関する事務の皆増や、住民票の写し等の交付に関する事務等の委託の増加等により

464件増加している。

- (6) 事務の代替執行では、上水道に関する事務と公害に関する事務がそれぞれ1件ずつとなっている。
- (7) 一部事務組合では、ごみ処理に関する事務が406件(27.2%)で最も多く、以下、し尿処理に関する事務337件(22.6%)、救急に関する事務271件(18.2%)の順となっている。前回調査との比較では、組合の統合等により22件減少している。
- (8) 一部事務組合の設置件数の推移は、昭和42年から昭和49年まで、毎年ほぼ同じ割合で増加し、昭和49年には3,039件に達したが、それ以降、昭和53年には多少の増加を示しているものの、すう勢的に減少している(図2)。これは、主に複合的一部事務組合制度の創設(昭和49年)により、一部事務組合同士の統合が進んだためと考えられる。また、平成の合併以降、減少傾向に拍車がかかっている。
- (9) 広域連合の設置件数は、平成19年に各都道府県で後期高齢者医療広域連合が設置されたこともあり100件を超えている(図2)。前回調査から1件増加し116件となっている。

3 事務の種類別の状況

- (1) 事務の種類別にその件数をみると、住民票の写し等の交付に関する事務が1,418件で全体の12.3%と最も多く、以下、公平委員会に関する事務1,273件(11.0%)、競艇に関する事務869件(7.5%)、ごみ処理に関する事務570件(4.9%)の順となっている。
- (2) 前回調査との比較では、行政不服審査法の改正に伴い平成28年4月1日から地方公共団体に附属機関(第三者機関)を設置することとされたため、当該附属機関に関する事務が、事務の委託や機関の共同設置等により新たに311件追加された。住民票の写し等の交付に関する事務は、市町村間の事務の委託の増加により77件増加し、情報基盤整備に関する事務は、自治体システムの共同運用に係る連携協約等の増加により55件増加している。消費生活相談に関する事務は、連携協約の新規締結等により24件増加している。一方、視聴覚教育に関する事務は、協議会の廃止等により13件減少している。

4 設置主体別の状況

- (1) 設置主体では、市町村相互間によるものが6,750件(全体の76.0%)となっている。そのうち共同処理方式別では事務の委託が4,413件(65.4%)、一部事務組合が1,456件(21.6%)となっている。また、都道府県と市町村相互間によるものは2,097件(全体の23.6%)となっており、そのうち共同処理方式別では事務の委託が2,004件(95.6%)となっている。
- (2) 前回調査との比較では、市町村相互間によるものは385件増加し、都道府県と市町村相互間によるものは252件増加している。

5 一部事務組合及び広域連合の構成団体数別の状況

- (1) 一部事務組合は、構成団体が2団体のものが540組合で全体の36.2%と最も多く、以下、3団体のもの359組合(24.0%)、4団体のもの189組合(12.7%)の

順となっており、あわせて全体の7割を超えている。

- (2) 広域連合は、構成団体が3団体のものが17広域連合で全体の14.7%と最も多く、以下、10～19団体のもの15広域連合(12.9%)、20～29団体のもの14広域連合(12.1%)、30～39団体のもの13広域連合(11.2%)の順となっている。広域連合は、都道府県内全市区町村で構成する後期高齢者医療広域連合の数が多いため(47広域連合)、構成団体が10団体以上のもので60広域連合と全体の5割を超えている。

図1 共同処理の方式別割合

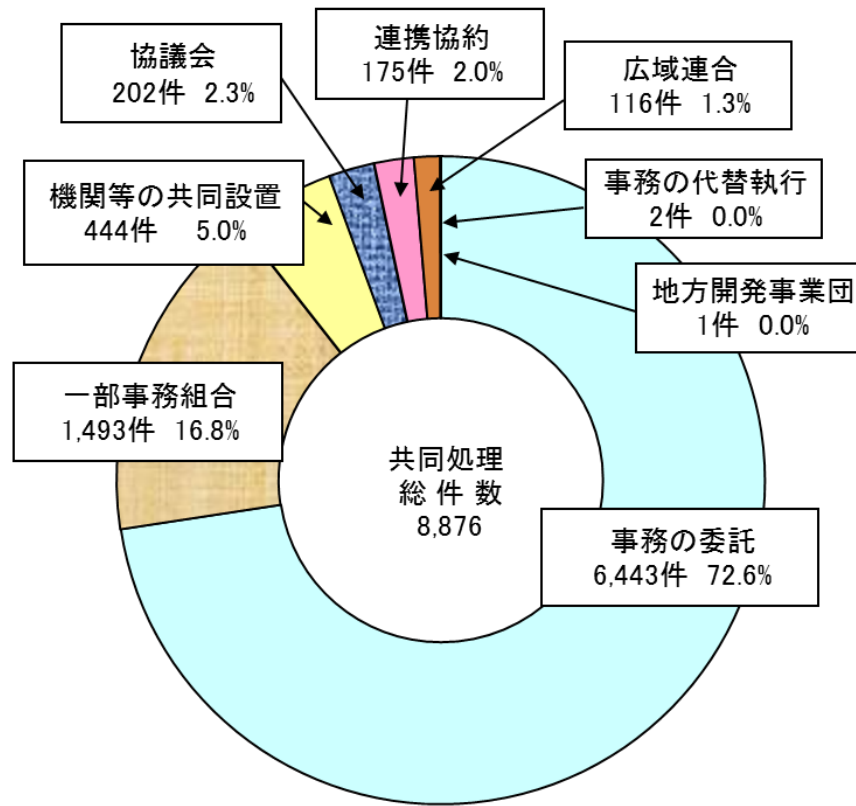
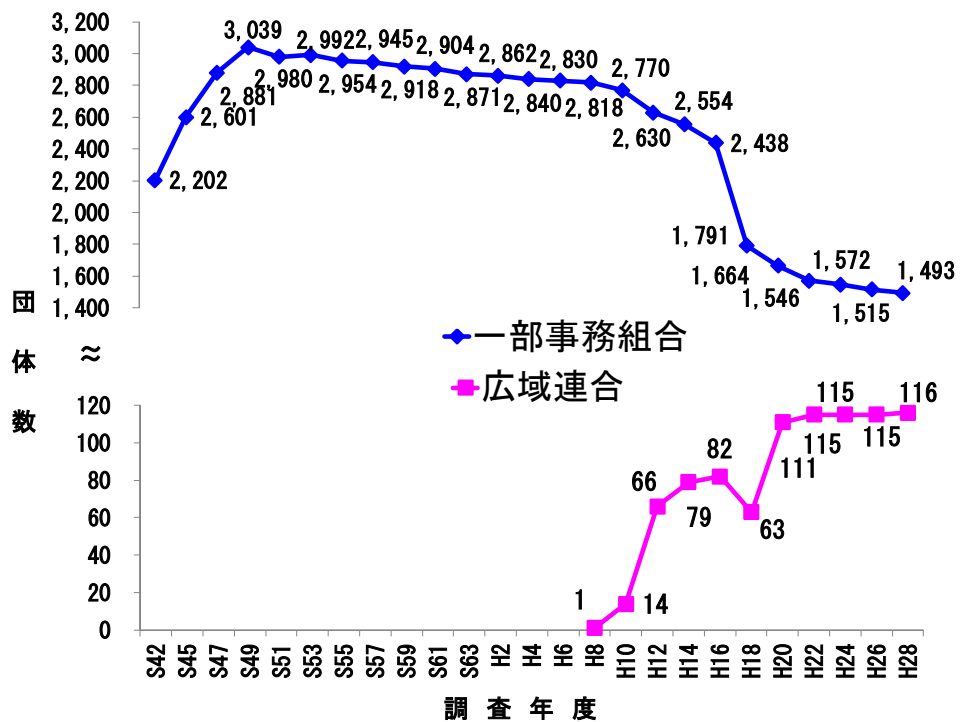


図2 一部事務組合及び広域連合設置件数の推移



共同処理別構成団体の状況（平成28年7月1日現在）

（設置数）

共同処理方式	構成団体別 都道府県相互間 A	2以上の都道府県にわたるもの		1都道府県内のもの		都道府県 市町村相互間 B+D	市町村相互間 C+E	計 A+B+C+D+E	前回(H26) 調査結果	増減 (H28)-(H26)
		都道府県 市町村相互間 B	市町村相互間 C	都道府県 市町村相互間 D	市町村相互間 E					
1 連携協約	-	-	9	28	138	28	147	175		175
2 協議会	1	4	2	8	187	12	189	202	210	-8
3 機関等の共同設置	-	-	1	10	433	10	434	444	416	28
4 事務の委託	26	57	830	1,947	3,583	2,004	4,413	6,443	5,979	464
5 事務の代替執行	-	-	-	1	1	1	1	2		2
6 一部事務組合	2	-	17	35	1,439	35	1,456	1,493	1,515	-22
7 広域連合	-	1	-	5	110	6	110	116	115	1
8 地方開発事業団	-	-	-	1	-	1	-	1	1	-
計	29	62	859	2,035	5,891	2,097	6,750	8,876	8,236	640
構成比(%)	0.3%	0.7%	9.7%	22.9%	66.4%	23.6%	76.0%	100.0%	-	-

事務の種類別共同処理の状況（分野別）（平成28年7月1日現在）

（事務件数）

事務の種類	1 連携協約			2 協議会			3 機関等の共同設置			4 事務の委託			5 事務の代替執行			6 一部事務組合			7 広域連合			8 地方開発事業団			9 1～8の合計		
	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減	26年度	28年度	増減
1 地域開発計画		-	-	33	32	-1	-	-	-	-	-	-		-	-	97	95	-2	21	21	-	1	1	-	152	149	-3
2 第1次産業振興		3	3	16	12	-4	-	-	-	148	186	38		-	-	168	166	-2	5	5	-	-	-	-	337	372	35
3 第2次産業振興		-	-	1	-	-1	2	2	-	1	2	1		-	-	15	17	2	2	2	-	1	1	-	22	24	2
4 第3次産業振興		3	3	4	2	-2	1	1	-	5	5	-		-	-	28	27	-1	11	11	-	-	-	-	49	49	-
5 輸送施設		3	3	3	-	-3	-	-	-	46	43	-3		-	-	17	17	-	6	6	-	-	-	-	72	69	-3
6 国土保全		-	-	1	1	-	-	-	-	2	2	-		-	-	3	3	-	3	3	-	-	-	-	9	9	-
7 厚生福祉		18	18	24	19	-5	270	274	4	388	380	-8		-	-	702	687	-15	249	247	-2	-	-	-	1,633	1,625	-8
8 環境衛生		-	-	17	21	4	3	5	2	668	684	16		2	2	1,309	1,310	1	77	78	1	-	-	-	2,074	2,100	26
9 教育		3	3	74	67	-7	24	28	4	236	241	5		-	-	148	139	-9	13	13	-	-	-	-	495	491	-4
10 住宅		-	-	1	-	-1	4	4	-	2	2	-		-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	11	10	-1
11 都市計画		-	-	4	4	-	7	7	-	9	16	7		-	-	18	18	-	1	2	1	-	-	-	39	47	8
12 防災		-	-	66	73	7	-	-	-	382	396	14		-	-	832	821	-11	59	62	3	-	-	-	1,339	1,352	13
13 その他		90	90	46	44	-2	129	147	18	4,092	4,486	394		-	-	414	423	9	69	75	6	-	-	-	4,750	5,265	515
総計	-	120	120	290	275	-15	440	468	28	5,979	6,443	464	-	2	2	3,755	3,727	-28	516	525	9	2	2	-	10,982	11,562	580

（注）連携協約、協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合及び地方開発事業団の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため重複がある。

なお、連携協約の件数は、連携中樞都市圏の形成に係る連携協約以外の件数である。